

農振除外可能性チェックフロー

農用地区域内の農地について、
農業以外の目的には
利用できることとなっており、
原則として農地転用ができません。
やむを得ず、農家住宅など
他の目的に利用する場合は、
あらかじめ農用地区域からの除外手続きが必要です。



まず、農用地区域を除外するためには、**緊急性が高く、具体的な計画**が必要です。除外できる施設は、
原則として「地域の農業の振興に資する施設」でなければなりません。
また、**農地法に基づく農地転用許可や都市計画法に基づく開発行為の許可等、他法令に基づく許可見込みがなければ、除外することはできません。**

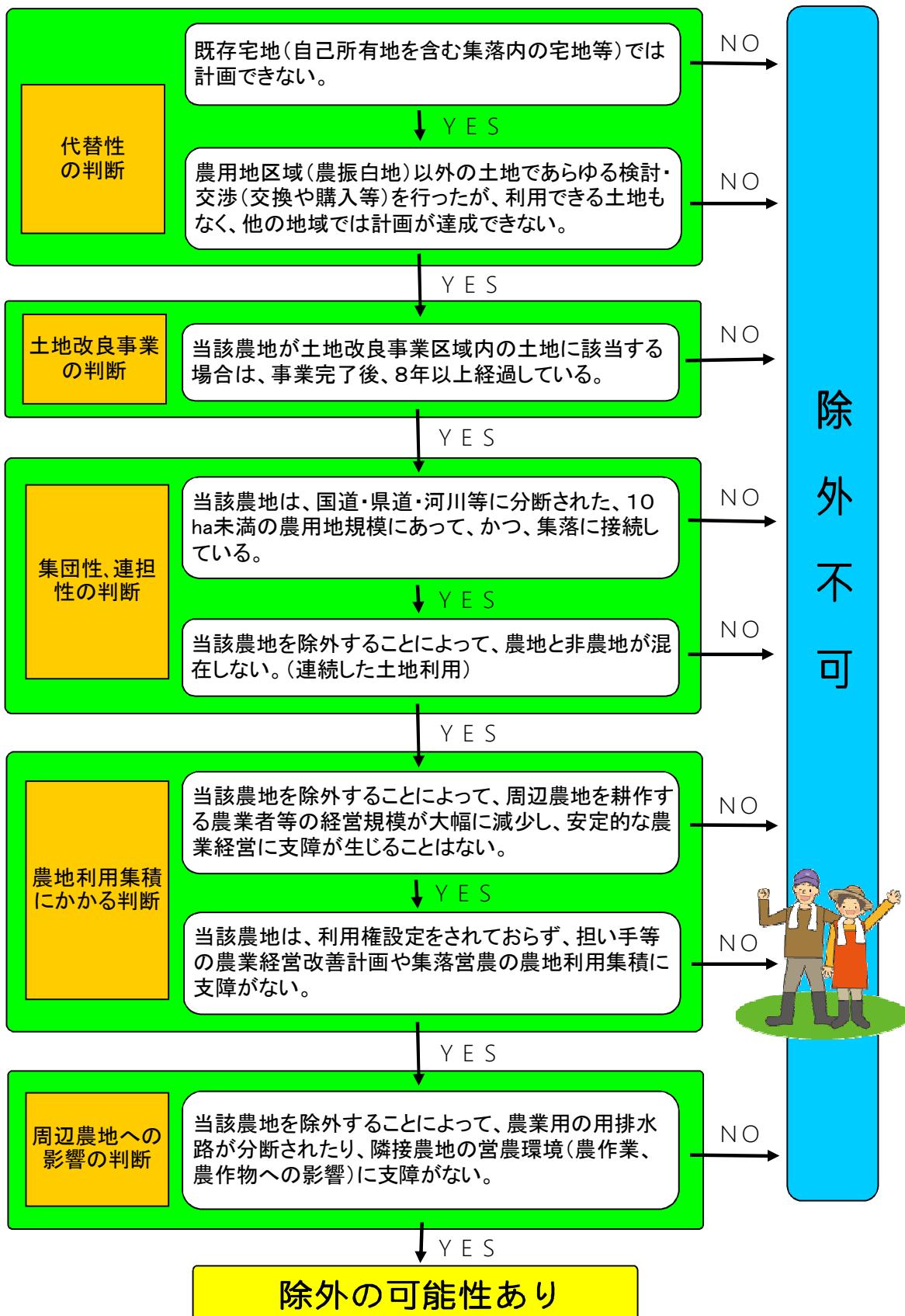
また、農用地区域を
除外することが本当に必要なのか、
明確な理由が必要です。



自分の土地だから、土地が安価であるといった
理由では除外できません。
また、現状が荒廃地で耕作できないといった理由も除外できません。

具体的な計画があって、
かつ下記のフローに従って土地の選定を行った結果、
農地利用がやむを得ないと判断できる場合のみ、
除外の可能性があります。

(申出により、必ずしも除外できるとは限りません)



【その他留意事項】

- 目的実現のため、必要最小限な除外面積であるか。
- 当該農振除外（開発）により、土地利用のスプロール化（無秩序な開発）を助長し、本市の計画的土地利用を損なうことがないこと。
- 法令等により定められている諸調整のほか、地元住民と合意が得られていること。